

農業用ドローン販売店希望条件リスト

株式会社マゼックス

弊社の農業用農薬散布マルチローターの販売を希望される場合は、下記の条件に適合するかを確認いたします。弊社利用規約をご理解のうえ、販売店はヘリコプター及びマルチローターの操縦経験を有している方が必須となります。またマルチローターの構造の理解、飛行させるうえで必要な法律等の理解が十分にあること、今後習得できることを条件として販売店の委託をお願い申し上げております。新規販売店希望社は、下の項目に沿って貴社情報または知識確認いたしますので何卒ご理解の程よろしく申し上げます。

以下項目は、株式会社マゼックスの一次(二次)販売店となる場合の適合必須項目となり、販売店での説明、デモを行う際の知識・技量などに格差が出ないように確認を行うことを目的としております。下記項目を参考に主に産業用マルチローターでの農薬空中散布飛行についての知識、農林水産航空協会についての知識等を自由書式レポートにてご提出していただきます。ただし、農林水産航空協会の認定する技能認定証をお持ちの場合や、国土交通省認定団体等については知識認定の一部を免除し、各種証明書の提出をお願いすることがあります。また、下記条件の適合確認のための視察を行う場合があります。

条件項目 ※下記全項目の適合を一次販売店の必須条件といたします。

- 法人又は認定団体であること。
- マゼックス利用規約を十分に理解し同意したうえで販売活動が行えること。
- 空中散布作業に必要な航空法、農薬取締法、電波法等の法的な知識、国土交通省、農林水産省の指針を常に把握できるよう努めること。
- 農林水産航空協会、農林水産航空協会認定機の取扱いについて知識を有していること。
- デモ機体(販売主力製品飛助 MG または DX)を所有し飛行させることができること。
- お客様がデモ飛行や説明を希望するとき、販売店自らが迅速・柔軟に対応できる体制があること。
- 販売後のお客様へのサポートは、販売店自らが親切丁寧に対応できる体制があること。
- お客様からのクレームに対して、販売店自らが迅速・柔軟に対応できる体制があること。
- お客様情報を厳重に保管できること。また、名前・住所・電話番号・機体番号・販売物の履歴など厳重に管理出来る体制があること。
- 月一回「**月次報告書**」の提出は必須とし、販売活動の報告が明確に行えること。
- 貴社ホームページなどに弊社の販売店である旨を明記すること。
- 本製品は必ず前払いとすること。(販売店契約時に契約書締結)
- 半期で5台以上の販売を行うこと。ただし、営業活動を随時行っている場合はこの限りではない。
- 市場価格と比較し適正な価格で販売を行うこと。
- 初年度のみ提供資料実費代(パンフレット、ポスター、テキスト、のぼり旗、事務手数料と資料送付送料)として、10,000円(税抜)を弊社にお支払いいただきます。

※デモ機体を所有するまでの期間は二次販売店となります。

※旧機体の所有は二次販売店となります。(例) 所有デモ機体は旧機体の「飛助Ⅲ(5ℓ)」であり、主力製品のデモが実施できない。

以上